

## 個人住民税の徴収対策について

～ 県と市町村が連携する取組み～

一般に個人の市町村民税と県民税を合わせて個人住民税として、市町村が課税と徴収を行っています。

個人住民税は、県と市町村どちらにとっても県民の皆様から納付していただいている貴重な自主財源であり、地域の行政サービスの基盤となるものです。

国から地方への税源移譲から3年が経ち、個人住民税は大幅に増加されましたが、滞納額も増加している状況です。

そこで、県では個人住民税の徴収確保を図るため、市町村と一丸となって様々な徴収対策に取り組んでいるところですが、その一部を紹介します。

### 共同文書催告

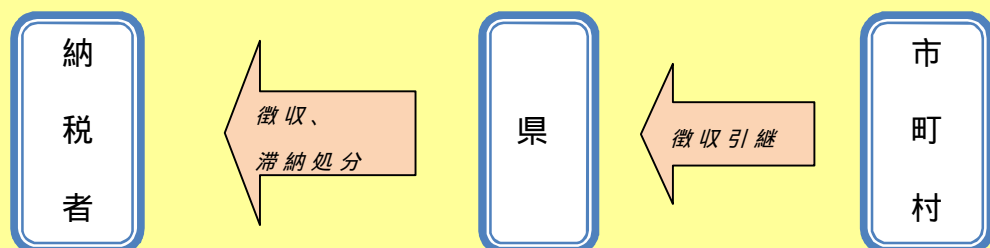
市町村が督促しても納めていただけない方に対しては、県と市町村との連名による納付催告書を郵送し、自主的に納付していただくようお願いします。

### 共同訪問催告

文書などにより納付催告をしても御連絡がないまま納付していただけないなどの場合は、市町村の職員が県の職員と一緒に、やむを得ず、自宅、店舗、勤務先等を訪問し、税の内容などを御説明の上、納付催告を行います。

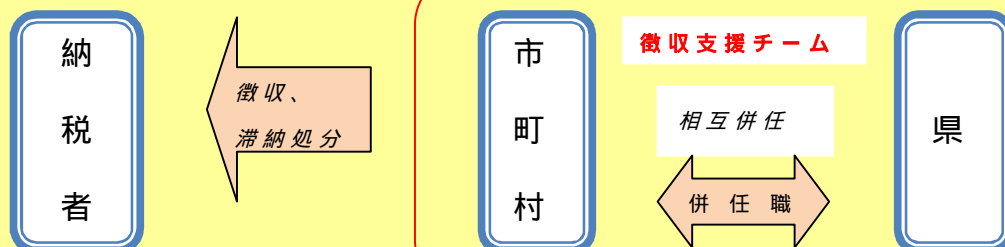
### 徴取引継

納期限から長期間を経過し、納税催告をしても自主的に納付していただけない個人住民税については、市町村から徴収権の引継を受けて、県が主体となって滞納整理を実施します。



### 徴収支援チーム

納期限までに納付していただけない個人住民税ほか市町村税について、県と市町村の職員の相互併任によるチームにより、県と市町村がタッグを組んで、一緒に納税催告から差押・公売等の滞納整理を行います。



### 平成22年度徴収支援チームの参加市町村

平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、弘前市、藤崎町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、野辺地町、七戸町、横浜町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村

なお、その他の対策として、従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業者（給与支払者）に対して、特別徴収への切替をお願いします。

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。詳細については、各市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

#### 【特別徴収のメリット】

所得税のように事業者が計算する必要はありません。

従業員ごとの住民税額は市町村で計算します。

従業員個人が金融機関へ出向き納税する必要がなくなります。

従業員の納期1回当たりの負担が少なくなります。

特別徴収の納期は年12回（普通徴収は年4回）となる。

個人住民税は、納期限までに納めましょう。

納期限内に納めることができないやむを得ない事情がある場合は、お早めに各市町村の納税担当課に御相談ください。